

行政処分基準及び荷主勧告制度等

国土交通省 九州運輸局
熊本運輸支局 輸送・監査部門

▶ **行政処分基準について**

▶ **荷主勧告制度について**

「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」 (国土交通省告示)

【告示全文】

貨物自動車運送事業者が運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準は、運転者の労働時間等の改善が過労運転の防止にも資することに鑑み、「**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準**」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)とする。なお、運転者が**一の運行**における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間(ただし、改善基準告示第4条第3項において厚生労働省労働基準局長が定めることとされている自動車運転者がフェリーに乗船する場合における休息期間を除く。)は**144時間を超えてはならない。**

遵守事項に違反するとどうなるのか？



自動車等の使用停止処分や文書警告を受けることとなります

【乗務時間等告示の遵守違反】

- | | | |
|------------------------|----------|----------|
| ① 各事項の未遵守 計 5 件以下 | (初) 警 告 | (再) 10日車 |
| ② 各事項の未遵守 計 6 件以上15件以下 | (初) 10日車 | (再) 20日車 |
| ③ 各事項の未遵守 計 16件以上 | (初) 20日車 | (再) 40日車 |

【乗務時間等告示なお書きの遵守違反】

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 一運行の勤務時間 | (初) 10日車 | (再) 20日車 |
|----------|----------|----------|

平成30年の改正にて、処分基準が強化された

1か月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する。

- | | | |
|-------------------|----------|----------|
| ① 各事項の未遵守 計 1 件 | (初) 10日車 | (再) 20日車 |
| ② 各事項の未遵守 計 2 件以上 | (初) 20日車 | (再) 40日車 |

《行政処分の例》自動車の使用停止処分

【例】 A運転手の1か月の乗務時間等を調査した結果、違反を確認。(初違反)

- ▶ 告示各事項未遵守【16件以上】 ⇒ 20日車
- ▶ 一運行の勤務時間【違反】 ⇒ 10日車
- ▶ 1か月の拘束時間【違反】 ⇒ 10日車

処分日車数
計 40日車

例えば、配置車両数15両の場合、

事業用自動車2両について、20日間の使用を停止する処分となる。

停止する車両数
(全車両の最大5割)

処分日車数 「X」	所属する事業用自動車の数			
	～10両	11～20両	21～30両	31両～
～10日車	1両	1両	1両	1両
11～30日車	1両	2両	2両	2両
31～60日車	1両	2両	3両	3両
61～80日車	2両	3両	4両	5両
81日車～	$Y + (X - 80) / 10$ (端数切り上げ)			

※「Y」・・・所属31両以上の場合「8」、それ以外は61～80日車の各欄に定める処分車両数

場合によっては、事業停止処分も・・・

乗務時間等告示が著しく遵守されていない場合は、違反営業所等に対して、30日間の事業停止処分を行う。

▼『著しく遵守されていない場合』とは

未遵守が1か月間で計31件以上あった運転者が3名以上確認され、かつ、過半数の運転者について未遵守が確認された場合



行政処分等を受けた場合は、公表されます(ホームページ掲載)

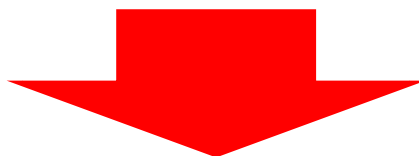
行政処分等又は命令を行った場合は、当該行政処分等又は命令について、次に掲げる事項を公表する。

- ① 行政処分等の年月日
- ② 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置
- ③ 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置
- ④ 行政処分等又は命令の内容
- ⑤ 主な違反条項
- ⑥ 監査実施の端緒及び違反行為の概要 等

ホームページの掲載は、掲載を行った月から5年間継続して行う。

トラック運送事業の働き方をめぐる現状

- ▶ トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化している。
- ▶ 国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、荷主側の理解と協力の下で、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化などドライバーの長時間労働の改善に取り組む必要がある。
- ▶ 荷主側でも、トラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールをしっかりと把握し、トラック運送事業者がコンプライアンスを確保できるよう、必要な配慮をしなければならぬ。

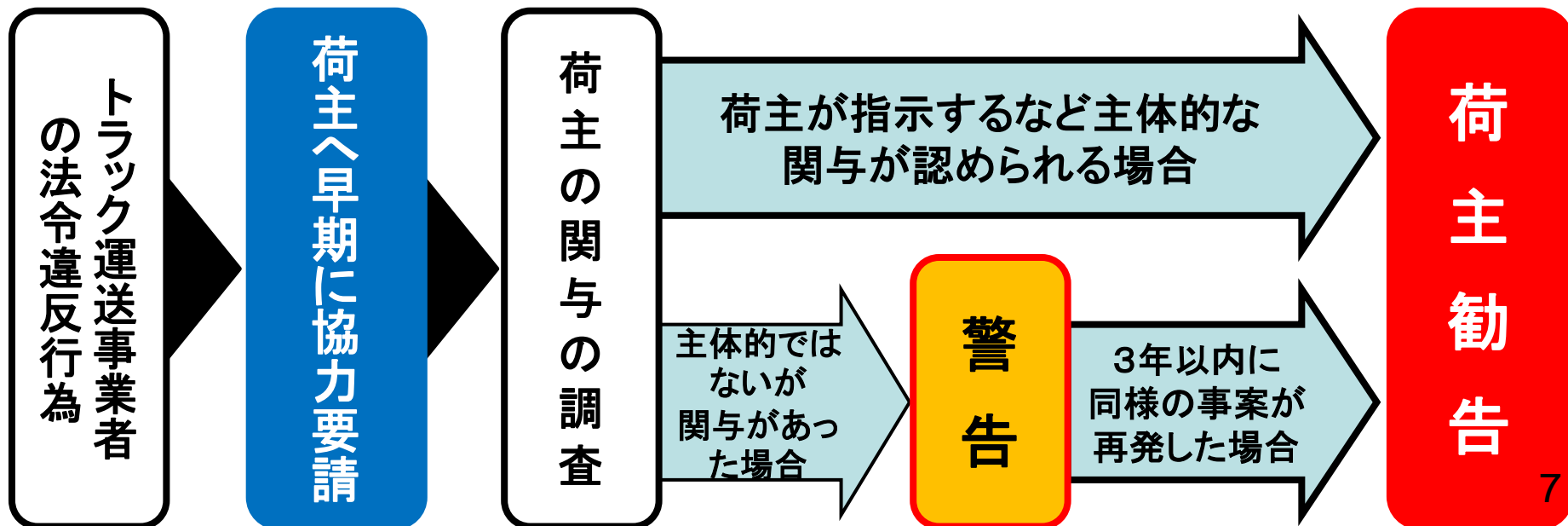


トラック事業者の努力だけでは改革を進めることは困難

荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等を発生させないことが重要であり、荷主の理解と協力が必要不可欠。（過労運転、過積載運行 etc.）

『荷主勧告制度』とは？

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、トラック運送事業者の過労運転防止措置義務違反や過積載運行等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適切な措置を執るべきことを勧告するもの。



荷主勧告に該当すると想定される荷主の主体的な関与の具体例

① 荷待ち時間の恒常的な発生



荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生

⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ

② 非合理的な到着時刻の設定



適切な運行では間に合わない到着時間の指定

⇒最高速度違反を招くおそれ

③ やむを得ない遅延に対するペナルティ



理由の如何にかかわらず
ペナルティを課す

⇒過労/安全確保義務違反を招くおそれ

④ 重量違反等となるような依頼



積み込み直前に
貨物量を増やすよう指示

⇒過積載運行を招くおそれ

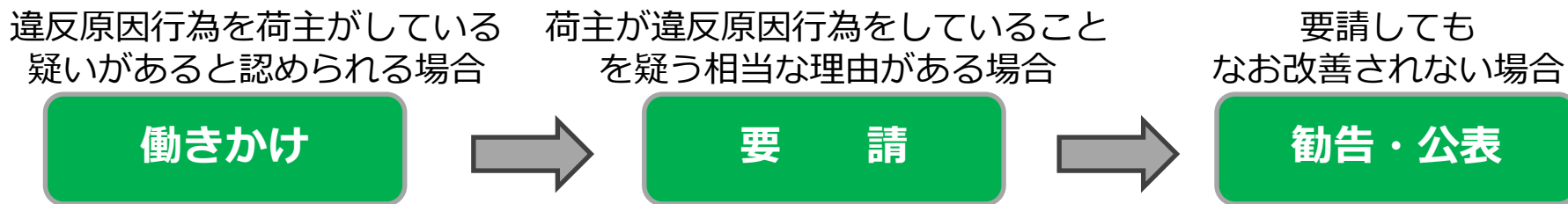
調査の結果、主体的な関与
が認められた場合

荷主勧告を発動

荷主名
公表

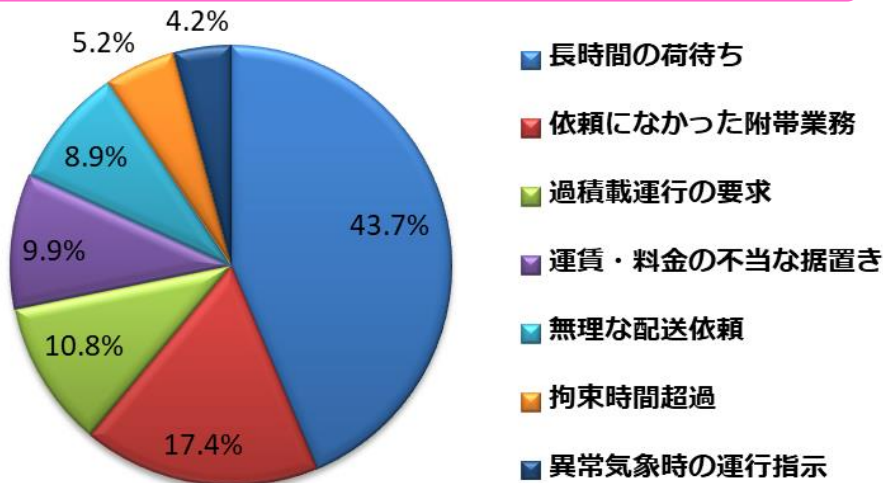
貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけ等

国交省HPの意見募集窓口、地方運輸局からの連絡、適正化事業実施機関との連携等により、国交省において端緒情報を収集。事実関係を確認の上、荷主関係省庁と連携して対応。



※ 荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

荷主起因の違反原因行為の割合



「働きかけ」等を実施した荷主数

対応内容	荷主数
要 請	5
働きかけ	142

※令和5年8月31日現在
(令和元年7月からの累計)

- ▶ 国土交通省では、荷主等による長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務の強要など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送を行わざるを得ない実態を把握し、今後の施策に活用するための「意見等の募集窓口」を設置しています。
- ▶ 本窓口では、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する意見・事例、違反原因行為を行っているおそれのある荷主情報を収集。寄せられたご意見等は、荷主への法に基づく対応の検討等に活用しています。

【国交省HP】

ホーム > 政策・仕事 > 自動車 > 荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する輸送実態把握のための意見等の募集

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/yusou-jittai/index.html>

国土交通省では、貨物自動車運送事業者及び荷主のみなさまに対して、これまで、「標準運賃」の取組に関するご認識、浸透度、実施状況等の実態把握を行うため、荷待ち・荷役・燃料価格上昇

意見等の募集窓口

長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する燃料費等のコスト増加にかかる運賃・料金等の不当な据え置き などをお持ちの場合は、[こちら](#)へ情報をお寄せください。

【お寄せいただく情報の記載例】

- ・燃料費が費用が上がったため、その分の値上げ交渉をしたが、(荷主名)から「こっちは厳しいんだ」
- ・〇年〇月〇日に(お困りごとの内容)について、(荷主名)に対して申し入れ・相談等を行ったにもかかわらず、
- ・荷卸し、積込みで時間指定されるにもかかわらず、指定時間に着いても常に〇〇時間待たされ、(荷主名)に相談したが改善されない。

● **お持ちの情報はこちらへ投稿ください** (←意見募集の投稿ページに移動します)

【お寄せいただく情報の記載例】

- ・ 〇年〇月〇日に(お困りごとの内容)について、(荷主名)に対して申し入れ・相談等を行ったにもかかわらず、全く相手にされず改善がされていない。
- ・ 荷卸し、積込みで時間指定されるにもかかわらず、指定時間に着いても常に〇〇時間待たされ、(荷主名)に相談したが改善されない。